

遊漁船の事故情報等の公表について

概要

遊漁船業の適正化に関する法律（昭和 63 年法第 99 号、以下「法」という。）第 22 条及び同法施行規則第 23 条の規定に基づき、利用者の安全及び利益に関する情報を公表するもの

1. 重大事故の発生状況（法第 19 条の規定による事故の報告に基づくもの）

日時	場所	事業者名	遊漁船名	事故の種類	死傷者数
令和 6 年 5 月 18 日 15 時頃	佐伯市鶴見大字大島 高手島北	矢野聖一	第三正幸丸	衝突事故	死亡者 1 名

2. 重大事故の年度別発生状況

年度末公表予定

3. 立入検査に関する情報（利用者の安全及び利益に係るもの 法第 29 条第 1 項の規定による検査）

検査日	事業者名	検査結果
令和 6 年 6 月 17 日	矢野聖一	重大事故の報告をうけて、登録票の掲示や利用者名簿の据え置き等、法令遵守状況を検査した。不備はみられなかった。

4. 業務改善命令、登録取消処分及び事業停止命令に係る事項の公表

該当なし